

マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。



① マイナンバーの下4桁をご確認ください



当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。
誤りがあった場合は、お手数ですが健康保険組合までご連絡ください。



マイナンバーは、
マイナンバーカードの
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください



保険証は、令和7年3月31日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。

なお、従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、フローチャートを参考にマイナポータルの資格情報画面 または 資格情報のお知らせをご用意いただきますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

- ▶ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っているが、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- ▶ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

ステップ3

マイナンバーカードを持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- ▶ マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。



The screenshot shows the 'Health Insurance Confirmation' (健康保険証) page. At the top, there's a header with 'マイページ' (My Page) and '健康保険証' (Health Insurance Card). Below the header, there's a section for '資格情報' (Qualification Information) with a confirmation number '12345678901234'. A red box highlights the 'QRコードをダウンロード' (Download QR Code) button. Below this, there's a section for '関連記録' (Related Records) with a table containing '健康保険証' (Health Insurance Card) and '健康保険証' (Health Insurance Card).



ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。